

【研究ノート】

北極へのセクター理論の適用について

丹下 博也

目次

- 1 はじめに
- 2 セクター理論の適用の歴史について
 - (1) セクター理論の適用の発端について
 - (2) セクター理論の適用に関する北極海沿岸国各国の歴史について
- 3 セクター理論の適用の現在について
 - (1) セクター理論の適用に関するロシアとカナダの関係について
 - (2) それぞれの国が有する問題点について
- 4 おわりに

1 はじめに

「セクター理論」とは、極を頂点とし、2本の経度線と1本の緯度線により囲まれた地表上の球面三角形内の全域にわたる陸地及び島嶼に対する主権が、当然に一定国に帰属するという理論である。これを「原則」、「主義」として把握する場合もあるが、ロシア連邦(以下、「ロシア」という。)は、ソ連の時代(1926年)に領土獲得のために採用したこの理論を、現在も基本的には支持していることが、2009年3月、ロシア連邦安全保障会議のサイトにて公表された「2020年までの期間における及び長期的展望に立つ北極におけるロシア連邦の国家政策の基礎」(Основы государственной политики Российской Федерации в Арктике на период до 2020 года и дальнейшую перспективу. 以下、「国家政策の基礎」という。)の内

容により明らかになった¹⁾。メドヴェージェフ大統領は、「我々の第一の、そして主要な課題、それは北極を 21 世紀のロシアの資源基盤と変えることである」と命じたとされるが²⁾、そのためにも北極海における自国の大陸棚を北極点まで延長したいとするロシアにとって³⁾、北極への同理論適用の妥当性を「解決済み」とすることなく対外的に、特に国連に対して立証することは不可避と考える。従って、これまでのところセクター理論の適用を肯定する国際法学者が、知る限りでは我が国では皆無であるとはいえ、ロシアを含めこの理論の適用を主張する国が、その適用に際して有する問題点を改めて明らかにすることは、対ロシア政策立案の観点からしても有効なものであろう。本稿はこの目的により作成されたものである。なお、セクター理論の適用に関する論議は、北極と南極について存在するが、本稿にて筆者が着目するロシアとカナダは、南極について歴史的にもこの理論の適用を支持しておらず⁴⁾、ここでは専ら北極に限って見て行く。従って本稿における「セクター理論」とは、北極に限った理論を意味するものであることを注記しておきたい。最後に、引用文中、亀甲括弧で示したものは、本稿の筆者による注意書きであり、斜体及び二重鉤括弧書き等により書かれたものは原文のままであること、ロシア人以外の人名表記で用いたアルファベットは英文字であること、そして、ロシアにて「北極諸国家」(Арктические государства)と称されているのは、ロシア、カナダ、デンマーク、米国、そしてノルウェー、すなわち、自国の海岸線を北極海に有する国、我々が言う「北極海沿岸諸国」(Arctic rim states)であることを御了承願う次第である。

2 セクター理論の適用の歴史について

この章では、北極へのセクター理論の適用の現在を論ずるに先立ち、その前置きとなる歴史的背景を知るため、同理論の適用の世界史を、主に我が国及びロシアの文献を用いることにより概観して行く。

(1) セクター理論の適用の発端について

「スペインとチリの間で地球を分割した、1493 年のアレクサンダー 6 世の教皇大勅書をしのばせるものがある」との見解もある「セクター理論」

であるが⁵⁾、そもそもこの理論の適用の発端は、何処に求めることができるのか。本稿で引用した我が国及びロシアの参考文献数点(注5、6、7、9に示した文献)を総合するならば、その発端は、1907年2月20日にカナダの上院議員 P. ポワリエにより為された同国上院における演説と見るのが一般的なようであり、このことについて太壽堂鼎京都大学名誉教授は、「彼は、カナダがその領土の北方北極点に至るまでに位置する陸地及び島を併合する旨の公式宣言を行うべきだという意見を、上院が決議によって表明すべしとの動議を提出したものの、(中略)否決された」と述べている⁶⁾。しかし、この発端については別の見解もあり、A. H. ニコラーエフ博士と И. В. ブーニク氏は、その共著である論文「自国の北極セクターに対する権利のカナダによる国際法的根拠づけ」(原題名“Международно-правовое обоснование Канадой прав на ее арктический сектор”, 2007. 以下、「ニコラーエフ論文」という。)の中で「北極におけるセクター概念の基礎は、1824年の商業、航海及び漁業に関するロシアと米国との間の条約、1825年の露英条約、そして1867年の露米条約により、まだ19世紀の時に既に形成されていた」との Ю. Г. バルセゴフにより提唱された見解を紹介している⁷⁾。また、カナダについても、ニコラーエフ論文では「P. ポワリエの演説まで、カナダ内務省は、二つの最も重要な公式文書、つまりは地図である『北部カナダ並びにグリーンランド及びアラスカの隣接地域における調査』(1904年)と『カナダ地図第1号、領域の構成』(1906年)を公表していた。これら双方の文書では、西経141°と60°の経線が、カナダの国境と同様のものとして表示されていたのである。前者の地図では、境界が北極点まで表示されていた。地図がこのように作成されたのは、北極区域に対するカナダの権利の概念、つまりは、北西準州に関する法の概念の表れであった」との D. ハルの見解が引用されているが⁷⁾、これらの見解のとおり、セクター理論の発生と適用が19世紀からあったとしても、その後の世界全体の動きについて記された注6の文献からすれば、その発生と適用は潜在的なものであり、この理論が日の目を見たと見るのは、やはりカナダ上院におけるポワリエによる演説以降と考える⁸⁾。

では、何故セクター理論が発生するに至ったのか、その背景について、マリーナ・ロマーエヴァ女史は、この理論を「先占の代替論を基盤とするもの」と述べた上で⁹⁾、「北極海に浮かぶ島嶼のほとんどは 20 世紀まで無主地であったが、19 世紀末から始まった探検ブームと特に第 1 次世界大戦〔1914～1918 年〕以降加速された航空技術の発展がそれらの領有可能性を促進し、北極海に最長の海岸線を有するロシア帝国とカナダに隣接の島嶼に足場を固める必要性を痛感させた」と述べている¹⁰⁾。同女史の見解が正しいとした上で、時期を考えるならば、ポワリエを動かしたのは探検ブームであったということになるであろう。確かにカナダは、国際極年に関する文献¹¹⁾を見るならば、少なくとも北極探検の立ち上がりの時(第 1 回国際極年は、1882 年 7 月から 1883 年 8 月にかけて実施された)には、この件について目立った活動をしていないのである。

また、同女史は、以前の拙稿でも取り上げた 19 世紀半ば以降のヴランゲリ島(チュクチ海と東シベリア海の間位置する最大の島)¹²⁾を例として「正当な権原を与える発見」の選定における極度の困難さを主張した上で、「一部の国は、隣接性の原則に主眼を置くようになった」とし、北極飛行と北極探検で他国に後れを取っていたカナダとソ連が、「1920 年代に隣接性の原則のコロラリーであるセクター理論を採用した」と述べている¹³⁾。この見解、つまりは両国が実力行使に出ることができないので、国際法的な解釈による領域確保の手段に出たとする見解が正しいのであれば、それまでの同理論は、説得力には乏しかったものということになる。ポワリエの動議が否決された例は、その証左であろう。しかし、彼のこの演説がセクター理論の適用の嚆矢と考えるのは、前述のとおりである。

(2) セクター理論の適用に関する北極海沿岸国各国の歴史について

この節では、ポワリエの動議がカナダ上院に提出された 1907 年以降、セクター理論の適用に関する北極海沿岸諸国の歴史がいかなるものであったかを、主に法令等の設定・制定に着目しつつ、各国ごとに見て行くこととする。また、イギリスのイアン・ブラウンリーオックスフォード大学教授と我が国の山本草二博士のこの件に関する見解は、セクター理論の適用を主張して来た国がロシア(ソ連)とカナダであり(ちなみにこの両国は、前

の節で既にその名が出てきた国である)、それ以外の国は主張して来なかったということで一致しているが¹⁴⁾、¹⁵⁾、この従来の見解の妥当性を確認してみたい。

まず、同理論の適用の発端となったと考える演説をしたポワリエの国カナダであるが、特記すべきは、同国における「北西準州に関する」法(the Northwest Territories Act. 1875年に法律となった。以下、「北西準州法」という。)の改正(1925年)であり、A. H. ヴィレグジャン博士は、自らの論文「海洋活動の国際法的確保の緊急問題」(原題名“Актуальные проблемы международно-правового обеспечения морской деятельности”, 2005. 以下、「ヴィレグジャン論文」という。)の中で、「その改正点に従い、カナダは、自然資源の探査及び開発の目的による活動を含め、自国の北極セクターの範囲内における活動の実施のためには自国政府の然るべき許可が求められるということを定めた」と述べている¹⁶⁾。また、同法に関し、ニコラーエフ論文には、「北西準州法の現行の本文では、用語『準州』〔“Territories” . かつては「領土・地方」と訳された¹⁷⁾〕は、『北緯 60° 以北のカナダの全部分』と定められている。このような条文の解釈上、本法により定められたカナダの管轄権〔「主権」とは表記されていない〕が北極点まで及ぶことが許容されるものとなる」と述べられており¹⁸⁾、この二つの見解からして「同法が、カナダがセクター理論を適用して領域権原を主張する法的根拠である」と、ロシアの国際法学者達は見ているものとする。北西準州法改正の後、カナダ内相が、「自国の北西地方〔準州〕は北極点までに広がる」との見解を示したことを、前述の太壽堂名誉教授が注6の文献の中で述べていることは、この考え方の正当性を示すものであろう¹⁹⁾。そして以後、カナダは、北極セクターに関連すると考えられる法令等を相次いで設定・制定し、宣言・協定に署名して行くが、ニコラーエフ論文とヴィレグジャン論文を総合し、それらを年代順に見て行くのであれば、主なものは、「北極島嶼自然保存区」(the Arctic Islands Preserve)の設定(1926年)、北極水域汚染防止法(Arctic Waters Pollution Prevention Act. 1970年)、国際連合ストックホルム宣言(所謂「人間環境宣言」)の原則7(1972年)、投票区の境界の定

義に関する法（1985年）、北極における協力に関するカナダ政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（1988年）、所得税及び財産税に対する二重課税回避及び課税拒否防止に関するロシア連邦政府とカナダ政府との間の協定（1995年）、環境保護の分野における協力に関するカナダ政府とチリ共和国政府との間の協定（1997年）、環境保護の分野におけるカナダ政府、メキシコ合衆国政府及びアメリカ合衆国政府の間の北米協定（1993年）となる。これらを概観すると、ストックホルム宣言という例外を除き1985年までのものが国内法令等、それ以降のものが他国との協定という傾向があると考えられる。

更に、このセクター理論の適用に関連する事項としてニコラーエフ論文ではカナダが、1977年、自国のコーストガードにより運用される「北極カナダ航行システム」(Arctic Canada Traffic System)、つまりは「ノードレグ」(NORDREG)を導入したことが述べられており²⁰⁾、このシステムの概略に若干言及する。まず、その目的であるが、カナダ上院における「カナダの北極域におけるコーストガード」と題された中間報告には、「本システムの目的は、第一に船舶交通の安全性の向上と交通量の増加の促進であり、第二に北極水域におけるカナダの主権の強化であり、第三に船舶に対する監視方法を確立し、北極水域の汚染を防止することである」と述べられている²¹⁾。また、このシステムがどのように運用されているかであるが、カナダコーストガードのホームページによれば、「300総トンを超えるあらゆる船舶等に対し、同システム(適用範囲を北極カナダ交通区域(Arctic Canada Traffic Zone)、つまり基本的には北緯60°以南のアンガヴァ湾、ハドソン湾及びジェームズ湾の水域並びに北極水域汚染防止法が適用される水域とする)に入域、出域する前に、また、何らかの理由による航進停止の後の航進開始時に、船名、船位等の報告がコーストガードにより求められる」ということであり²²⁾、「報告を行った船舶には、海氷情報、砕氷船による援助等が提供されるかもしれない」とのことでもある²²⁾。そして、このシステムが果たす役割について、「『ノードレグ』規則の遵守への参加は任意のものである〔このことについては、前述のカナダコーストガードのホームページにも記されている〕ものの、他方からすれば、

航海者達は、この規則が戦略的に有する意味をカナダにより強調されながら、遵守へと急かたてられることとなり、(中略)カナダの北極法令の遵守確保にて『ノードレグ』の果たす役割が増加している傾向が、はっきりと現れている」とニコラーエフ論文には述べられていることに留意すべきであろう²⁰⁾。

続いて、セクター理論の適用に関連する同国の最近の動きについてであるが、ニコラーエフ論文では、前述の1988年の北極における協力に関する協定に基づく2003年6月18日付け「北極船舶航行に際する汚染防止規則適用範囲からの米国コーストガード砕氷船『ヒーリー』の除外に関する命令」(以下、「砕氷船『ヒーリー』の除外に関する命令」という。)の存在について述べられており、この命令について、ニコラーエフ博士とブーニク氏は、同論文の中で、「*de jure* [法律上] 命令の構成部分ではない」ものの「*de facto* [実際]、法の実施目的のため、命令の奪い取れない部分として理解されている」とする「規制の結果の分析に関する報告は、法的観点からして興味深い文書である」と述べている²³⁾。更に両氏は、「この報告の中で、カナダは、カナダの北極セクターにおける自国の権利〔「主権」とは表記されていない〕について再び表明し、他の諸国家の側からの法的に意味を有する抗議は再びない」とも述べ²³⁾、カナダのこの表明の一例として、同報告内における「カナダ政府は、北極水域汚染防止法により定められている例外(つまり、航行に対する合意の交付)〔括弧書きは論文の原文ママ〕を拒否すること及びカナダと米国との間の協定に従った合意の交付を拒否することができる」²³⁾、²⁴⁾との文を掲げているのである。かつて米国が、北西航路(本来この用語は、太平洋と大西洋を結ぶ航路としてベーリング海峡までをも含めた意味を有するものであるが、本稿では解釈上、北極海諸島の間が存在する航路を意味するものとなる)、つまりはカナダが自国の内水と主張するこの航路を形成する海峡を国際海峡と主張して、1969~1970年にはタンカー「マンハッタン」による、1985年には自国のコーストガードの砕氷船「ポーラー・シー」によるカナダからの無許可の航行を行ったことを考慮するのであれば²⁵⁾、1988年の協定以降、2003年の時点でカナダは、米国に対し、北極における主権主張の一環と考

えられる北西航路の「非国際海峡化」、「内水化」に関し、前述の報告の中ではある程度の勝利を収めたと言って構わないものと考え。更にニコラーエフ博士とブーニク氏が、ここにおいて「カナダが北極に関して一貫した法的立場をとり続けていること」を評価している点には留意すべきであろう²⁶⁾。

2003年以降については、主にニコラーエフ論文によれば、次のとおりとなる。

イ 2005年3月、カナダ外務大臣のP. ペッチグリュウによる報告では、国の対外政策の目的の一つである「北極におけるカナダの主権維持を表明し確保すること」が再び強調された²⁷⁾。同大臣は、「過去、カナダは北方領域に対する自国の権利を成功裏のうちに強化し、承認していた。何者も、北極の陸地及び島嶼に対する我々の主権に異議を申し立ててはいない…何者も、北極の自然資源に対する我々の権利、その環境保護に対する我々の権利に異議を申し立ててはいない。(以下略)」と語り、それからは、「北西航路を航行しようとする外国船舶に対する監督を実施する」カナダの意図を強調し、「これらの水域はカナダの内水である」とした自分達の立場に従い一貫して行動するということを強調したのである²⁸⁾。

ロ 2005年の選挙に勝利した保守党党首のS. ハーパー首相の公約にて特筆すべきは、今後5年の間に(米国とデンマークからの保護も含め)北方区域の保護に対し53億ドルを支出することであった²⁹⁾。また、これに際して彼は、「『主権、それは行使するか失うかのものである』と表明した」とされ、2006年4月、カナダと米国との間には、北極水域における主権をめぐり、厳しいやり取りがあった³⁰⁾。

ハ 北緯60°以北における主権の行使を任務とする北方統合任務部隊〔Joint Task Force (North)〕の司令部長は、2006年4月、ジャーナリスト達に対して、北西航路の持つ重要性について伝え、「今や我々は、これをカナダの内水(*Canadian Internal Waters*)と名付けている」と語った。³¹⁾

ニ 2009年8月19日、ハーバー首相は、ヌナブト準州のイカリットから南東約60カイリにあるフロビシャー湾を航行する軍艦「トロント」を訪

問し、約150名の水兵達に対し、「我々は、北極に関する第一の原則が『主権、それは行使するか失うかのものである』ということを理解していると語った³²⁾。

カナダについては、最後に注記しておきたいことが一つある。それは、同国におけるセクター理論の適用対象の解釈に関し、歴史的に変化があったと考えられることである。つまり、ポワリエによる演説(1907年)の時点では、同国の解釈は、前述のとおり国際法学上の解釈である「陸地及び島嶼に対する主権」といったものであった。しかし、それは、北西準州法の改正(1925年)の時点で、「セクター自体に対する主権」との解釈に変わったものの、最近は、ペッチグリューによる報告に見るように、主権の適用対象が再び陸地及び島嶼(ひいては内水)にほぼ戻り、今日に至っていると考えられるのである。

次にロシア(ソ連の時代を含む)であるが、同国によるセクター理論の適用は、ソ連邦中央執行委員会幹部会にて1926年4月15日付けで「北極海に存在する陸地及び島嶼がソ連邦領域であることの表明に関する」決定(Постановление “Об объявлении территорией СССР земель и островов, расположенных в Северном Ледовитом океане”。以下、「1926年の決定」という。)が採択され³³⁾、その中で「ソ連邦の北岸より北極点に至るまで、及び東経32° 04' 35"と西経168° 49' 30"の子午線間の北極海にある陸地及び島嶼は、既に発見されたものも、今後発見されるべきものも含め、本決定の公布の時まで外国の領域としてソ連邦政府により承認されなかったものは、ソ連の領域である」として表明されたことに端を発すると見るのが一般的なようである。そしてその後、このソ連のセクター理論の適用を学問の立場から支援した一人が、同国の国際法学者B. Л. ラフチーンであった。彼の考えによれば、「国際法の理論では、〔北極セクターにおける〕『陸地』との用語はまた、セクターの範囲内における『氷塊及びそれらを洗う水域』をも含めて解釈すべき」(E. A. コロヴィンとの共同の考え)とのことであり³⁴⁾、更には「各国の「主権」〔括弧は本稿の筆者による〕は、然るべき北極セクターの陸域に及ぶのみならず、『その上空の空域にも及び得る』ものとのことであった」と

されるが³⁵⁾、「牽引区域」(region of attraction)の原則の濫用とも思えるこれらの考えを、否定こそすれ、肯定する者は、当時はおもかく今は皆無のようである。また、このラフチーンが自説を展開したこと以外について、ヴィレグジャニン論文には、「ソ連の国際法学者達は、然るべき北極セクターに対し「主権」〔括弧は本稿の筆者による〕を確立する権利が北極海沿岸諸国にはあることを根拠づけた」と述べられており³⁵⁾、更に同論文では、「多数の国際法学者達の考えによれば、北極海とその周辺の海は、他の大洋及び海とは全く異なる物であり、(中略)その特殊性は、ただ若干の区域という例外を除き、1310万km²の面積を持つその領域が、常に、又は1年の大部分、氷に覆われているということに帰結する。正に経済的、政治的、地理学的、環境的、そしてその他のファクターの複合体が、北極海域は、そもそも海域であるという観点から検討され得るものではないという結論を導き出すことを可能にする」という1988年のB. H. クレビャキンの見解が引用されている³⁵⁾。なお、ヴィレグジャニン博士は、この論文の中で、「П. Г. Парамалчуукにより、『北極では、五つの北極諸国家の間でこれをセクターに分割するという国際法上の慣習が形成された』という結論が導き出されている」とも述べているが³⁵⁾、パラマルチュークのこの見解の妥当性については後述する。

続いて、セクター理論の適用に関連するロシアの今世紀に入ってから動きを見てみたい。この件については、やはり、2001年12月20日、同国が国連の大陸棚の限界に関する委員会(以下、「大陸棚限界委員会」という。)に対して、大陸棚延長の申請を提出した件が最初に挙げられるであろう。同申請に際してはセクター理論がベースとして用いられたと考えるのであるが³⁶⁾、その申請は、大陸棚限界委員会により2002年6月に却下され、この後ロシアは、再申請を行うべく、2007年の夏に極地探検「北極2007(Арктика 2007)」を実施したのであった。この申請却下の件については、ヴィレグジャニン博士が、別の論文「北極の自然資源に対する法に基づく要求」(原題名“Правопритязания на природные ресурсы Арктики”, 2006.)の中で、興味深い理論を展開しており、北極セクターに係る部分もあるので、ここに紹介したい。まず、同博士は、「С. А.

グレーエフ教授と И. В. ブーニクは、『2002～2004年にロシア天然資源省により、北極海の海底下構造調査の組織化と実施に対して著しい財政資金が消費され、その上、これらの調査の結果の一部は、国連と大陸棚延長委員会に「無償で」〔括弧は本稿の筆者による〕引き渡された』と批判した」と述べ、更には「『2002年に当時の天然資源省と外務省の指導部により選ばれた方法は、法的には最適ではなく、北極におけるロシアの戦略的利益の観点からするならば、間違っていた』との結論が出された」と述べている³⁷⁾。調査結果の開示が無償であってはならないとの言は、ロシア海洋協議会議長であるセルゲーイ・イヴァーノフの口からも出て来たところであるが³⁸⁾、逆に有償であるとする根拠を知りたいところである。また、ヴィレグジャン博士は、「何故最適でなかったかという、この方法は、北極における国益、つまりはロシア国家にとって長い年月をかけて作り上げられた国益に関する判断を最近設立されたばかりの委員会に委ねるというリスクを、そもそも初めから含んでいたからである」と述べており、「何故間違っていたかという、それは次の幾つかの理由による」として、次の六つの理由を掲げている³⁹⁾。

イ 2002年、ロシアには、大陸棚延長委員会に申請を提出し、同委員会に対し北極海の海底に関する然るべき自然科学的データを公開する義務はなかった。

ロ ロシアは、このような申請を送付し、初めて、公的な国際レベルにて、その境界が法的効力を有する法令、つまりは正に1926年の決定により定められている北極セクターにおける自国の権利〔「主権」とは表記されていない〕が制限されるものであることについて表明した。『禁反言』〔эстоппель ; estoppel〕の法理の結果、(委員会からの勧告の後に)我が国は、自国の北極セクターにおける大陸棚に対する主権的権利〔「主権」とは表記されていない〕の行使を、申請した区域よりも広い区域にて要求できないこととなる。

ハ ロシアは、海底に関する国際機関の管轄権を北極の海底に対して適用する準備があることを初めて表明した(そしてこのことは、明らかにロシアの長期的利益に應えるものではない)。

ニ 他の北極諸国家、まず第一に米国(1982年の海洋法に関する国際連合条約〔以下、「国連海洋法条約」という。〕の締約国ではない)とカナダ(同条約の締約国である)は、北極における自国の大陸棚の距離を同条約に定められた手続により制限することはなかった。このことは、特に米国に、北極における自国の大陸棚が条約による制限と比べて著しく大きなものであるということを表明する可能性を常に与えるものである。

ホ 国際法に従えば、北極における大陸棚に対するロシアの権利は、国連海洋法条約を含めた法的文書によってではなく、事実によって当初から存在している。この国際法上基本となる判断は、国際司法裁判所により承認されたものであり、同裁判所は、まだ1969年の時に大陸棚に対する沿岸国の権利は、『*ipso facto and initio*—当然にかつ最初から』存在しているとした。

ヘ 2番目に巨大な北極国家—カナダ—が、(まず第一に環境保護のために)1925年の自国の法〔北西準州法〕を発展させようとして、カナダの北極セクターにおける国内法による規制を一貫して強化し続けていること、また、同国が、自国のセクターにおける監視と監督手段の改善を計画していることを考慮すべきである。

これらの理由のうち、ホとヘについて若干述べることにする。まず、ホであるが、国際司法裁判所について言及のあったこの項目に関連する事件は、その内容からして「北海大陸棚事件」(North Sea Continental Shelf Case)であると考え(参考資料としては、「判例国際法〔第2版〕」(東信堂, 2006, 168-172)を用いた)。1966年3月、北海にて隣接している海岸を有する西ドイツ、デンマーク、そしてオランダ、これら3ヶ国の間で境界画定をめぐる生じた紛争に端を発した本件に対する1969年2月の国際司法裁判所の判決要旨は、確かにヴィレグジャン博士が述べたとおりに始まっており、従って、同裁判所は、境界画定にあたっては、正当かつ衡平な配分の原則が適用されるべきだとする西ドイツの主張は、大陸棚制度の基礎にある考え方と矛盾しており、そのままの形では受け入れることはできないとしたのであった。しかし、同判決では、「大陸棚が海中へ向かって領土の自然延長を構成している関係から」大陸棚に対する沿岸国

の権利を認めたのである。従って、逆から言えば、権利が認められるためには、大陸棚が領土の自然延長であることが前提条件となる訳であり、その前提条件は国際法に従えば事実により満たされているとする理論(ついでながら、イの論拠もここにあると考える)に対しては、ならばその事実は国際法上認められているのか、証明されているのかという疑問を持つことになる。また、へについては、「2番目に巨大な北極国家—カナダ—」とあるからには、「1番目の北極海沿岸国は、北極海に面した海岸線の長さからしてロシアなのだ」とヴィレグジャン博士は言いたいものとするが、この項目では、自国の北極セクターの確立に向けたカナダの行動の一貫性について述べられていることに注意すべきと考える。

そして極地探検「北極 2007」以降、本稿の冒頭で述べたように、2009年3月、前述の1926年の決定により定められた区域、つまりはセクター理論に基づく区域等における領域、陸地及び島嶼に隣接する内水、領海、排他的経済水域及び大陸棚ではロシア連邦は、国際法に従い主権的権利及び管轄権を有するとした「国家政策の基礎」が、ロシア連邦安全保障会議のサイトで公表され¹⁾、同国は、セクター理論がベースとなっていると考えられる大陸棚延長の申請を、「2013年までに準備されるであろう」と表明したのであった⁴⁰⁾。この「国家政策の基礎」を見るならば、北極セクター内においてロシアの主張する権利が、従来の「主権」から「主権的権利及び管轄権」へと変わっていること等が理解できるが、この件に関しては後述することとしたい。

その他、前述の2ヶ国以外の北極海沿岸諸国(デンマーク、米国、ノルウェー)、つまりはブラウンリー教授と山本博士によればセクター理論の適用を主張しなかったとされる3ヶ国についてであるが、同理論の適用に関する歴史にて、これら各国が国全体として積極的に活動したという事実は、知り得る限りでは確かに存在しなかった。よってこの節では、やはり、「セクター理論の適用を主張して来た国がロシア(ソ連)とカナダだけである」との両者の見解の妥当性が確認されたと考えるものであり、これらの国に関し、この理論の適用の件について若干留意すべき関連事項を列挙するならば、次のとおりとなる。

まず、デンマークについては、東部グリーンランド事件が挙げられるであろう。グリーンランドに対する主権に関するノルウェーとの紛争に端を発した当該事件に関して、ヴィレグジャニン博士は、「デンマークが北極セクター(この基盤となるのは、グリーンランド北岸である)の自然資源に対する権利を有しているかという問題は、1933年に解決され、常設国際司法裁判所は、当該事件について同国に有利となる判決を下した」と述べているのであるが⁴¹⁾、セクター理論が適用されたとも解することが可能なこの見解に対して、同じロシアのロマーエヴァ女史が異なる見解を示していることが興味深い。同女史は、エルズミア島の帰属に関する1919～1920年のデンマークとカナダの交換公文の件、当該事件、リンカーン海の大陸棚の境界画定をめぐるカナダとの交渉に関する件を例として挙げ、「少なくともデンマークがセクター理論に依拠しないことが読み取れる」と述べているのである⁴²⁾。ちなみに同女史によれば、「当該事件においてデンマークは、〔グリーンランドに対する〕自国の主張はもっぱら伝統的に先占の要件とされてきた国家権力の表示に基づいていると反論した」とのことでもある⁴²⁾。

続いて米国について、世界最大の軍事大国である米国は、自国の海軍の行動の自由を確保する目的から、従来、海洋関連国際法の整備に対して消極的であることは周知の事実であり、国連海洋法条約を依然として批准していないことはその証左であろう。同国がセクター理論の適用に対して否定的なのは⁴³⁾、この「自由化」の流れを汲むものと考えられる。ちなみに、北極開発に関する世界史を見るならば、(1)におけるロマーエヴァ女史の見解の中に出て来た「北極探検」、「北極飛行」について、同国には、1909年におけるR. ピアリーによる世界初の北極点到達、1926年におけるR. バードによる世界初の北極点到達飛行の実績があり、北極海沿岸諸国の中でも米国は、20世紀当初は北極開発先進国であったことが分かる。そしてその後、原子力潜水艦「ノーチラス」による北極点通過(1958年8月3日)なども行った米国は、前述のとおり、北西航路を形成する海峡を国際海峡と主張して、1969～1970年にはタンカー「マンハッタン」による、1985年には自国のコーストガードの砕氷船「ポーラー・シー」による、カナダ

からの無許可の航行を行ったのである。これらの航行も、カナダによるセクター理論の適用、つまりはセクター内におけるカナダの主権を否定する行動の一環と考えるが、この後米国は、やはり前述のとおり、1988年にはカナダと北極における協力に関する協定に署名した。以降「米国コーストガードの船による北西航路の航行は、1988年より2003年までに計6回にわたり実施された」とするニコラーエフ論文には⁴⁴⁾、「これに際して、双方の側〔カナダと米国〕は、1988年の協定〔つまりは北極における協力に関する協定〕の枠内にて行動し、毎回、米国船のこのような航行はカナダ政府の文書に基づき、その上、適用される〔カナダの〕要求への適合が評価された後に実施された」とも述べられている⁴⁴⁾。

最後にノルウェーについては、同国が自国領であるスヴァールバル諸島とピュルネイ島、そしてロシア領であるゼムリャー・フランツ・ヨシフ群島の間の境界線としてセクター理論の適用に基づく線ではなく、自国にとって有利な地理的中間線に基づく線を主張していたことに着目したい。最近では「2010年4月27日、ロシアとノルウェーはバレンツ海における大陸棚の境界画定問題で基本的合意に達した」との情報があり⁴⁵⁾、その合意の詳細が明らかにされていない今、即断はできないが、両国の従来の主張のへだたりからしてノルウェーが、セクター理論の適用を積極的に支持することはないと考える。また、ノルウェーは、1920年の「スピッツベルゲン」に関する条約(通称は「スヴァールバル条約」)により、スヴァールバル諸島に対する「完全無欠なる主権」を認められており、結果論ではあり同国にとってその意図はなかったかもしれないが、セクター理論による主権を確立したものとする。

このようにセクター理論は、その必要性について、1907年のポワリエによる演説から現在に至るまでの100年以上もの間、五つの関係国の間ですら共通の認識を得られなかった。その現実を再確認したということがこの章の結論となるが、同時に、同理論の適用を主張して来た国であるロシア(ソ連)とカナダの、この件に関する歴史をある程度詳細に把握することはできたものとする。前に言及したパラマルチュークの見解については、この現状を見るのであれば、「北極では、五つの北極諸国家の間でこれを

セクターに分割するという国際法上の慣習が形成された」とは到底言えないであろう。

3 セクター理論の適用の現在について

続いてこの章では、前の章で導き出された結論を踏まえた上で、セクター理論の適用を現在主張する国、つまりはロシアとカナダが、その適用に際して有する問題点を明らかにして行く。

(1) セクター理論の適用に関するロシアとカナダの関係について

この節では、次の節に進む前提条件として、セクター理論の適用に関するロシアとカナダの関係を明らかにしたいと考える。その目的により、北極における自国の海洋政策に関し⁴⁶⁾、ロシアの国際法学者達が現在どのような点に着目しているのか、つまり同政策についてロシアが今どのような課題を有しているのかを把握し、更にはその課題に対して、彼等はどのような解決策を考えているのかを確認する。

まず課題について、ニコラーエフ論文、ヴィレグジャニン論文、そしてその他の論文⁴⁷⁾、⁴⁸⁾、更にはブーニク氏の論文⁴⁹⁾（一番最後の論文についてはレジュメである。）、この五つの文献を総合するならば、ロシアの国際法学者達は、現在、北極における自国の海洋政策に関し、北極の「インターナショナルリゼーション」（интернационализация； internationalization）、つまりは「国際化」により北極における自国の国益が他国から奪取されることを危惧しているものと考え⁵⁰⁾。そして、この「インターナショナルリゼーション」において最大の脅威となる国は、彼等の考えによれば、北極海沿岸諸国の中では米国であるように見受けられる。軍事力を背景とした国力を考慮するならば、当然の帰結であろう。ならば、そのような国益の奪取、その脅威から自国を守るためにも、北極における自国の権利（その権利の内容に関しては後述する）を守る必要性が生じてくる訳であり、この必要性が、北極における海洋政策に関しロシアの国際法学者達が現在着目している点、換言するならば同政策について現在ロシアが有する課題であると考え。では、その課題をいかにして解決したらよいのか、先ほど述べた五つの文献をやはり総合するならば、彼等

は、「自国の権利を守るため、この権利を適用する明確な範囲としての「北極セクター」の設定を推進しなければならない」と考え、また、「北極における自国の権利を守るために努力して来たカナダの経験に学ばなければならない」と考えていると判断するものであり、この二つが解決策と言えるであろう。従って、この二つの解決策を合わせるならば、「セクター理論の適用を主張する国として、カナダが自国をリードしている」と、ロシアの国際法学者達は考えていると推測するものであり、これが、同理論の適用に関する両国の関係であるとも考えるのである。

続いて、この二つの解決策に若干補足したい。

まず北極セクターについて、現在のロシアにとってその適用の法的根拠は、やはり1926年の決定であるということで、ロシアの国際法学者達の認識は一致しているようである。そして、2(2)で述べたとおり、ヴィレグジャン博士の論文では、「大陸棚延長委員会に対する申請に関連し為された自国の行動(つまりは、この決定により定められているロシアの権利は制限されるものであるとの声明)が、『禁反言』の法理により、自国の北極セクターにおける大陸棚に対する主権的権利の行使を、申請した区域よりも広い区域にて要求できないこととする」と述べられていたところであるが、この法理について、ニコラーエフ論文の共同執筆者であるブーニク氏が、「1926年の決定の拒否、自国の北極セクターにて歴史的に形成されたロシアの権利〔「主権」とは表記されていない〕の拒否として解釈され得るロシア連邦の何らかの法的に意味ある行動は、『禁反言』の法理の適用により許されないこととなる」⁵¹⁾と述べていることは、同法理の適用に関する解釈が、前者と正に逆になるものであり、興味深い。

次に、カナダの経験についてであるが、ニコラーエフ論文と前述のレジューメを総合するならば、ロシアにとって同国より学ぶべき経験とは、凡そ次のとおりとなると考える。

イ 自国の北極セクターにおける環境保護に関する権利をカナダが確立していること。

ロ 自国の北極セクターに存在する北西航路における船舶航行の規制にて、カナダが効果的な法制度を確立していること。

また、2(2)で述べたとおり、ニコラーエフ論文とヴィレグジャン論文の中では、北極に関するカナダの行動の一貫性が評価されており、この「行動の一貫性」を項目のハとする。更に、ニコラーエフ論文にて特に強調されているのは、カナダのこれらの行動が他国により黙認されていたということと、歴史的権原を形成するということである⁵²⁾。では黙認と歴史的権原、この二つにカナダの政府関係者が言及しているかであるが、2(2)で述べたとおり、カナダ外務大臣のペッチグリュウによる発言の中に、これらを見ることができると考える。

(2) それぞれの国が有する問題点について

それでは前の節を踏まえ、セクター理論の適用を主張するロシアとカナダが、その適用に際して有する問題点について見て行く。その方法としては、ロシアが模範とするカナダの同理論適用の件に関するこれまでの経験、つまりは前の節のイからハまでの項目について両国が実際どのように行動して来たのかを主に本稿を遡ることにより再確認し、その行動に関連した問題点を明らかにすることが適当と考える。ロシアについては、「カナダのような経験がないからこれを模範とする」、そのことは承知しているのであるが、同国が現在セクター理論の適用について、どのような問題を抱えているのかを明確なものとするためにも、この方法を採用したい。順番として、まずはロシアが模範とするカナダの経験を見て行くが、項目の順番は、前の節の項目の順番に対応したものである。

イ 2(2)を見るならば、自国の北極セクターにおける環境保護について、カナダは、既に北西準州法の改正(1925年)の時点からこれを視野に入れていたものと考えられる。翌年の北極島嶼自然保存区の設定はその証左であろう。その後も、北極セクターに関連すると考えられる法令等、また、「砕氷船『ヒーリー』の除外に関する命令」を見るのであれば、2003年に至るまで、環境保護が、北極セクターに関連するカナダの主張のテーマになっていたことが理解できる。従って、この件に関し、同国の行動は積極的であったと考える。

ロ 自国の北極セクターに存在する北西航路における船舶航行の規制について、1977年、確かにカナダは、2(2)で述べたとおり、「北極カナダ

航行システム」、つまりは「ノードレグ」を導入した。我が国でこのシステムにほぼ相当すると考える東京湾海上交通センターの運用開始が昭和52年(1977年)のことであり、船位通報制度「ジャスレップ」(JASREP)の導入が昭和60年(1985年)のことである事実を考えるならば、「ノードレグ」の運用開始の時期は、感覚的な判断とはなるが、カナダにとって技術的には遅くはなかったものとする。また、自国の内水と主張する海域における米国砕氷船の航行に際しても、「合意の交付の拒否」を明記したことによりカナダが成功を収めたと考えることについては2(2)で述べたところであり、この件に関しても、同国の行動は積極的であったと考える。

ハ 行動の一貫性については、イとロのそれぞれの行動が、1925年、北西準州法にて北緯60°以北の準州、つまりは北極セクターに相当すると考えられる区域に対する領有をカナダが表明して以来、2(2)で述べたとおり、セクター理論の適用対象の解釈に変化はあったと考えられるものの、また、環境保護及び船舶航行規則を語りつつも、カナダが究極的に求めるものは「自国の主権」ということで一貫しているものとする。また、思い出すならば、北極における自国の政策の実現化のためにペッチグリュー、ハーパーといったカナダ政府関係者達がとった行動、つまりは主張の中にもこの一貫性は感じられるものと判断する。

これら三つの項目をまとめるならば、北極セクターの設定とその中における自国の主権確立に向けたカナダの行動は、積極的であり、それには一貫性があったと考える。しかし、この二つに向けた努力が結実しているかについては、米国砕氷船の件等に見るように、部分的には成果を上げているようにも感ぜられるし、ニコラーエフ論文にて強調されたように黙認の効果も期待できるのかもしれない。しかし、前の章の最後にて述べた歴史的現実を見るのであれば、北極セクターにおける同国の領域権原、つまりは主権が完全に認定されるまでの道程は極めて長いものと言えるであろう。この道程の長さが、カナダが有する根本的な問題点であるとする。

次には、ソ連の時代も含めたロシアの行動について見てみる。その順番は、今までの項目の順番に対応したものである。

イ 自国の北極セクターにおける環境保護に関するロシアの法令については、ブーニク氏の論文のレジюмеによるならば、1984年11月26日付け第1938-XI号「極北区域及びソ連邦北岸に隣接する海域における自然保護の強化に関する」ソ連邦最高会議幹部会令(Указа Президиума Верховного Совета СССР 《Об усилении охраны природы в районах Крайнего Севера и морских районах, прилегающих к северному побережью СССР》)⁵³⁾と同令の承認に関するソ連邦法(同年11月28日付け第1422-XI号。)がその起点となると考える⁵⁴⁾。また、同法は、現在も法的効力を有するとのことでもあり⁵⁵⁾、つまりは、その中で承認された幹部会令も同様なものと判断するが、この幹部会令が制定された経緯については、その制定の2年前となる1982年にソ連が国連海洋法条約に署名したことが関連していると考えられる。何故ならば、同条約第234条「氷結区域」の条文中にある「海洋汚染の防止、軽減及び規制」、「生態系の均衡」との表現が同幹部会令にも存在するからである。従って、ソ連及びロシアがこの件に目を向けるようになったのは、カナダ(1920年代半ば)に比べて古いものではなく、その目的も自発的な発想によるというよりは、国連海洋法条約第234条に定める沿岸国としての権利を行使するためであったのではないかと考える。ちなみに、2(2)で言及した人間環境宣言(1972年)を採択した「国連人間環境会議」には、ソ連及びその同盟国は参加していないことを注記する⁵⁶⁾。よって、自国の北極セクターにおける環境保護に関するソ連、ひいてはロシアの行動は、カナダに比べて積極的ではなかったと判断したい。

ロ 自国の北極セクターにおける船舶航行の規制について、ロシアには、同セクター内に存在する北極海航路(北極海により欧州と極東を結ぶ北回り航路。「北東航路」ともいう。)、つまりはカナダにおける北西航路に相当すると考えられる航路に適用される「北極海航路経路航行規則」(Правила плавания по трассам северного морского пути. 1990年9月14日にソ連邦海洋船舶省により承認された。)⁵⁷⁾が存在する。この規則に定められたシステムは、北極海航路における船舶航行を、航海安全、海洋環境の保護の観点から規制するものであり、その目的な

どによりカナダの「ノードレッジ」に相当するものと考えるが、その根本的な相違は、ロシアの規則では、カナダのシステムとは異なり、船舶の誘導が有料であることが明記されていることにある。また逆に、カナダのシステムでは、2(2)で述べたとおり、その目的に「北極水域における主権の強化」が明記されているのに対し、ロシアの規則には、同水域における主権又は何らかの権利の確保に関する記述がないことにも気付く。現在ロシアでは、「北極海航路に関する」連邦法(Федеральный закон “О Северном морском пути”)の法案が作成された模様であり⁵⁸⁾、その内容を見ない限り即断はできないが、少なくとも現行の規則がこのような状態では、同規則に基づく許可を得る外国船舶、更には誘導を利用する外国船舶であろうとも⁵⁹⁾、北極セクターにおける船舶航行の規制の実績を蓄積することによりロシアが、同セクター内における自国の主権又は何らかの権利を主張しようとする積極性はあまり感じられない。従って、船舶航行の規制の件に関しても、ソ連、ひいてはロシアの行動は、カナダに比べて「効果的な法制度の確立」の観点からするならば、積極的ではなかったと考える。

ハ 行動の一貫性については、イとロ、どちらの行動とも、カナダに比べて歴史的な長さはともかくとして、その内容から一貫性と言えるものが確認できなかったものと判断する。更に、カナダに比較するかたちで、ロシアの政府関係者達及び国際法学者達、知る限りの情報により特に後者が北極における自国の政策の実現化のためとってきた行動、つまりは主張について見ると、まず目に付くのは、これまで亀甲括弧による注意書きで示したことに関連する「北極セクター内にて行使する権利等の解釈の変化」である。以下、このことに若干紙面を割きたい。まず、適用される権利そのものの解釈についてであるが、前述のとおり、1926年の時点ではソ連は、同セクター内における陸地及び島嶼は「領域」と表明し、以降同国の国際法学者達は「主権」を主張したのである。しかし、やがてその表現は、「主権的権利」、「権利」との表現に変わり、その傾向は、ロシアの国際法学者達による他国についての記述にも一貫して見受けられた(例えばニコラーエフ論文にて「カナダの管轄権が北極点まで及ぶ」と述べられ

ていた如き)。また、「国家政策の基礎」を見るならば、やはり 2(2)で述べたとおり、北極セクター内においてロシアの主張する権利が、従来の「主権」から「主権的権利及び管轄権」へと変わっているのみならず、その権利の適用対象の解釈についても、「陸地及び島嶼」から「領域、陸地及び島嶼に隣接する内水、領海、排他的経済水域及び大陸棚」となっていることが理解できるのである¹⁾。このような「変化」がいつから始まったのか、このことについて注 48 の文献には、「極地セクターの概念は 2004～2005 年に生産力研究会議〔ロシア経済開発貿易省とロシア科学アカデミーの付属機関〕と国立モスクワ大学の学者達により自然保護的解釈に発展させられた」と述べられており⁶⁰⁾、「この概念は、ロシアとカナダの国益にかなり応えるものであり、現在の国際法に適合する。同時に、この概念の『厳格な』解釈(セクターを国家領域の一部であるとする)は、おそらく実際的ではないであろう」とも述べられている⁶⁰⁾。また、ロシア科学アカデミーの付属機関である極東研究所に所属する Г. Д. Агафонов の著作『アジア太平洋地域における海洋利用の諸問題に関する法的見解及びロシアの海洋活動に対するそれら諸問題の影響』(原題名“ПРАВОВЫЕ АСПЕКТЫ ПРОБЛЕМ МОРЕПОЛЬЗОВАНИЯ В АТР И ИХ ВЛИЯНИЕ НА МОРСКУЮ ДЕЯТЕЛЬНОСТЬ РОССИИ”, Институт Дальнего Востока, 2004. 以下、「アガフオーノフの著作」という。)によるならば、やはり 2004 年に出版された同書には、「ロシアは、公海の自由を侵害せず、また自国の北極セクターにおける完全な主権を主張せず、隣接国家であるノルウェーと米国との境界画定のためにのみ、北極セクターの境界を利用している」と述べられており⁶¹⁾、「自国の北極セクターの範囲内にてロシアは、国連海洋法条約により定められた沿岸国の主権的権利及び管轄権のみを、特に〔国連海洋法条約〕第 234 条にて説明された、自国の排他的経済水域の氷結区域における海洋環境の汚染防止に関する管轄権を含め、行使している」と述べられているのである⁶²⁾。注 48 の文献とアガフオーノフの著作、この二つの記述を総合するならば、前述の「変化」については、次のように推測することが可能と考える。

「従来、ソ連(1991 年 12 月に崩壊)及び 2004 年までのロシアが主張し

た北極セクターにおける権利は、基本的には国家領域に対する主権であった。しかしこれは、2004年から2005年にかけて国内の有識者達により自然保護的解釈に発展させられた。この解釈は、「海洋環境の保護及び保全」を目的とした国連海洋法条約(ロシアは1997年2月26日に批准)に基づくものであり、同条約では、排他的経済水域及び大陸棚における「主権的権利及び管轄権」が定められ、氷結区域における権利が定められているのである」

つまりロシアの関係者達は、北極セクターにおける権利について、頑なに主権に固執しているよりは、自国が署名した国際条約に従い、その中に定められた権利を主張する方が、自然資源の開発等の面でより現実的に国益に適い、より国際的な承認が得られやすいと2004～2005年の時点で判断したのであろう。そのように考えると、これまで参考として来たロシア側の文献の出版年からして、これまで亀甲括弧による注意書きで示して来たことに関する全ての疑問が解明されるように思う。2(2)で述べたクレビャキンの「北極海域は、そもそも海域であるという観点から検討され得るものではない」との1988年の時点での見解は、氷結区域が多数存在するというその特殊性を強調することにより、一般的な船舶航行には適さない、つまりは「インターナショナルリゼーション」には向かないということをお願いのではないかと考える。その観点からするならば、国連海洋法条約を拠り所とすることは、自国の北極海航路(カナダにあっては北西航路)に、同条約第3部「国際航行に使用される海峡」の適用を促すおそれが出て来ることとなり、同航路の他国への開放を排除したいロシア(カナダ)にとっては分が悪くなるものと考えられる。しかし反面、同条約によれば第5部「排他的経済水域」、第6部「大陸棚」、そして第234条「氷結区域」に定めるところの沿岸国としての権利、つまりは主権的権利及び管轄権を行使できることとなるのである(「国家政策の基礎」では、この二つの権利が内水及び領海にも及ぶとしている。)。従って、ロシアが、セクター理論の適用に関して同条約の存在を強調するのであれば、同国は、後者の利の方を選択したということになるのであろう。アガフォーノフの著作に述べられた理論の意味するところは、そのようなものであると考えるが、ロシアの政

府関係者達及び国際法学者達が、筆者が考えたとおりに考え、現実的な路線を選択したとした場合、その行動は、「初志貫徹」ではなかった、つまりは一貫性がなかったということになると判断する。そして最後に、北極セクター内における権利の適用対象に主眼を置き 2(2)を再読した場合、着目すべきは「2001年における大陸棚延長の申請に際してロシアがセクター理論をベースとして用いたと考えられる」とするくだりであろうと考える。このことにより同国は、この項目で述べたような考え方の変化を、2004年よりも前に既に、潜在的に採用していたと判断するのである。

これら三つの項目をまとめるならば、セクター理論の適用に関するロシアの努力は、カナダに比較するならば、積極的であり、一貫性があったとは考えない。「積極的ではなかったと言われるならば、これから積極的になる。経験がなかったので、その経験はこれから積む」、それが、現時点でのロシアの考え方なのであろう。ならば筆者の批判は、「過去に対する批判」に過ぎないのかもしれない。しかし、ロシアによるセクター理論の適用に関する主張の内容、その現在及びこれからを論ずるにあたっては、前述のハで導き出した結論がネックとなるように感じられる。つまりは、イ、ロにも関連することとなるが、1926年の決定を起点とする「北極セクター内における自国の主権」に関する主張、つまりは、領域権原を取得するという長期的な展望に立つならば国益に繋がるこの主張が、「自国の現実的な国益を優先する」との考え方に変わって来ていると見受けられる点にカナダとの完全な相違を感ずるのである。従って、この印象に対して若干考察を加え、セクター理論の適用を主張するロシアが、その適用に際して有する問題点を明らかにすると共に、この節、ひいてはこの章の結論としたい。

今までこの節では、筆者は、カナダに比べロシアに対しては、否定的な見解を展開して来たが、ここには、ロシアにとってそうならざるを得ない不可避的な要素があることも認識している次第である。つまりそれは、北極セクターに関するカナダとロシアの絶対的な地理的相違である。カナダにとって、自国の北極セクターの中でも最も重要となるのは、北西航路を中心とした区域であろう。つまり同国は、北極海諸島により「領土」、それ

らにより囲まれた「内水」を容易に主張しやすい立場にある訳であるが、一方ロシアは、北西航路に対比するかたちで重要となる北極海航路を見てもカナダとは異なり、開放された部分が絶対的に多く、主権を主張するには不利な立場に置かれるのである。従って、筆者は、ロシアの立場なり考え方にも理解を示したい。しかし、その理解が、国際的に認められるものとなるのかと問うならば、セクター理論に関する一般的な認識は、知る限りではやはり従来から「陸地及び島嶼に対する主権」に関するものであり、「これが国際法学上の原則」との観点に立つならば、同理論の適用に関するロシアの主張の説得力は、カナダに比べてより弱いものとなるであろう。この説得力の弱さが、ロシアが有する問題点であると考ええる。セクター理論の適用に関しカナダが有する問題点を思い出すならば、ロシアの立場は、極めて弱いものになるとも考える。

4 おわりに

北極における「インターナショナルリゼーション」、それによる脅威から自国の権利を守る、そのためには、この権利を適用する明確な範囲としての北極セクターの設定を推進し、北極における自国の権利を守るために努力して来たカナダの経験に学ぶべきとするのがロシアの国際法学者達の考えであろうと3(1)で述べた訳であるが、北極における海洋政策にて両国を結ぶものが北極セクターである限り、この両立には限界があると思われる。そして、ロシアが「同政策に関して自国はカナダを模範としている」と言うのであれば、他国の我々は、3(2)で述べたとおり、北極セクター内にて行使する権利とその適用対象に関する双方の国の考え方の違いを指摘すべきであると考ええる。また、2(2)の末尾を見るならば、ノルウェーとの関係が示すように、今後ロシアが、他国との境界画定合意の件に関してより積極的な姿勢に出て来ることが予想されるものであり、その画定に関する同国の主張の論拠がいかなるものであるのか、そのことに対して注視を続けていかなければならないものと考ええる。

1) РОССИЯ ОЗВУЧИЛА ОСНОВЫ СВОЕЙ ПОЛИТИКИ В АРКТИКЕ.

См. : http://www.morskayakollegiya.ru/news/obshchie_novosti/2009/04/13/395/(アクセス日, 2009年4月16日) .

2) СОВБЕЗ УТВЕРДИЛ ГОСПОЛИТИКУ РОССИИ В АРКТИКЕ ДО 2020 ГОДА.

См. : http://www.morskayakollegiya.ru/news/obshchie_novosti/2008/09/22/321/(アクセス日, 2009年4月16日) .

3) См. :

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/rus01/RUS_CLCS_01_2001_LOS_2.jpg(アクセス日, 2010年3月8日) .

4) イアン・ブラウンリー, 島田征夫他訳, 「ブラウンリー・国際法学」, 成文堂, 1992, 132

5) 池島大策, 「南極条約体制と国際法」, 慶應義塾大学出版会, 2000, 26

6) 太壽堂鼎, 「領土帰属の国際法」, 東信堂, 1998, 105

7) Николаев А.Н., Буник И.Б., Международно-правовое обоснование Канадой прав на ее арктический сектор, Московский журнал международного права, 1(2007), стр.6.

8) 太壽堂, 前掲注 6, 105-106.

9) ロマーエヴァ・マリーナ, 北極地域の帰属問題—ソ連のセクター理論についての一考察—, 愛知県立大学大学院国際文化研究科論集, 第9号(2008), 141.

10) ロマーエヴァ, 前掲注 9, 143.

11) МЕЖДУНАРОДНЫЙ ПОЛЯРНЫЙ ГОД Морские научные исследования в Арктике и Антарктике, Ю.Егоров.

См. : <http://www.morflot.su/issue.php?id=38>,

<http://www.morflot.su/issue.php?id=39>(アクセス日, 2009年4月24日) .

12) 拙稿, ベーリング海等を基本とする米ロ関係の歴史及び近況について, 海保大研究報告法文学系, 第54巻第1号(2009), 124-125, 136-137.

13) ロマーエヴァ, 前掲注 9, 143-144.

14) ブラウンリー, 前掲注 4, 132.

¹⁵⁾ 山本草二, 「国際法」, 有斐閣, 1994, 291.

¹⁶⁾ Вылегжанин А.Н., Актуальные проблемы международно-правового обеспечения морской деятельности, ТЕОРИЯ И ПРАКТИКА МОРСКОЙ ДЕЯТЕЛЬНОСТИ, СОВЕТ ПО ИЗУЧЕНИЮ ПРОИЗВОДИТЕЛЬНЫХ СИЛ, 7(2005), стр.61.

См.: http://www.morskayakollegiya.ru/publikacii/nauchnye_trudy/(アクセス日, 2009年11月26日).

¹⁷⁾ メイプル豆辞典. См.: <http://jacs.jp/modules/xwords/entry.php?entryID=93>(アクセス日, 2010年3月9日).

¹⁸⁾ Николаев, стр.6.

¹⁹⁾ 太壽堂, 前掲注6, 80.

²⁰⁾ Николаев, стр.18.

²¹⁾ THE COAST GUARD IN CANADA'S ARCTIC : INTERIM REPORT, STANDING SENATE COMMITTEE ON FISHERIES AND OCEANS, FOURTH REPORT.

См.: parl.gc.ca/39/2/.../commbus/senate/com-e/fish-e/rep-e/rep04jun08-e.pdf(アクセス日, 2009年11月9日).

²²⁾ Vessel Traffic Reporting Arctic Canada Traffic Zone (NORDREG).

См.: http://www.ccg-gcc.gc.ca/eng/MCTS/Vtr_Arctic_Canada(アクセス日, 2009年11月10日).

²³⁾ Николаев, стр.25.

²⁴⁾ Order Exempting the United States Coast Guard Icebreaker "HEALY" from the Application of the Arctic Shipping Pollution Prevention Regulations.

См.: <http://gazette.gc.ca/archives/p2/2003/2003-07-02/html/sor-dors247-eng.html>(アクセス日, 2010年3月8日).

²⁵⁾ CANADIAN ARCTIC SOVEREIGNTY.

См.: <http://www.parl.gc.ca/information/library/PRBpubs/prb0561-e.htm>(アクセス日, 2009年11月16日).

²⁶⁾ Николаев, стр.25-26.

²⁷⁾ Николаев, стр.27.

²⁸⁾ Николаев, стр.27-28.

²⁹⁾ Николаев, стр.22.

³⁰⁾ Николаев, стр.22-23.

³¹⁾ Николаев, стр.23.

³²⁾ Canada's military power on display during PM's northern tour.

См. :

<http://www.canada.com/technology/Canada+military+power+display+during+north+ern+tour/1908822/story.html> (アクセス日, 2010年3月19日).

³³⁾ См. : <http://www.kadis.ru/texts/index.phtml?id=18601&PrintVersion=1> (アクセス日, 2009年8月7日)

³⁴⁾ Бунник И.Б., Международно-правовые особенности эксплуатации трубопроводов в Арктике, Московский журнал международного права, май(2006), стр.178.

³⁵⁾ Вылегжанин, вышеуказанное замечание 16, стр.62.

³⁶⁾ その論拠は、拙稿「北極に関連したロシアの歴史及び近況について(主に北極海航路と大陸棚に着目して)」(機関誌「季刊水路」154号, 財団法人日本水路協会, 2010)に掲載されており、こちらを御一読願いたい。

³⁷⁾ Вылегжанин А.Н., Правопритязания на природные ресурсы Арктики, Московский журнал международного права, 1(2006), стр.114.

³⁸⁾ СЕРГЕЙ ИВАНОВ СЧИТАЕТ, ЧТО РОССИЯ НЕ ДОЛЖНА БЕСПЛАТНО ПОКАЗЫВАТЬ ВСЕМУ МИРУ ИНФОРМАЦИЮ ОБ АРКТИЧЕСКОМ ШЕЛЬФЕ.

См. : http://www.morskayakollegiya.ru/news/obshchie_novosti/2008/04/28/234/

(アクセス日, 2009年4月16日) .

³⁹⁾ Вылегжанин, вышеуказанное замечание37, стр.114-115.

⁴⁰⁾ РОССИЯ ЗАЯВИТ ПРАВА НА АРКТИКУ В 2013 ГОДУ, КАНАДА ЗАЯВЛЯЕТ УЖЕ СЕГОДНЯ.

См. : http://www.morskayakollegiya.ru/news/obshchie_novosti/2009/08/20/449/ (アクセス日, 2009年8月26日) .

⁴¹⁾ Вылегжанин, вышеуказанное замечание 16, стр.64.

⁴²⁾ ロマーエヴァ, 前掲注9, 153.

⁴³⁾ International Boundary Study U.S. -Russia Convention Line of 1867, (1965) 14, The Geographer Office of the Geographer Bureau of Intelligence and Research .

См. : www.law.fsu.edu/library/collection/limitsinseas/IBS014.pdf (アクセス日, 2009年3月6日).

⁴⁴⁾ Николаев, стр.24.

⁴⁵⁾ MSN 産経ニュース「大陸棚境界画定で基本合意 ロシアとノルウェー」

См. : <http://sankei.jp.msn.com/world/europe/100427/erp1004272141010-n1.htm> (アクセス日, 2010年4月28日) .

⁴⁶⁾ 北極におけるロシアの海洋政策について、その方針を示しているのは、2001年に大統領により指令として承認された「2020年までの期間におけるロシア連邦の海洋ドクトリン」(Морская доктрина Российской Федерации на период до 2020 года.)における「北極における地域的方针」であり、邦訳については拙稿「『2020年までの期間におけるロシア連邦の海洋ドクトリン』と同国による海洋活動の現状」(海保大研究報告法文学系, 第52巻第2号(2008))の239-240頁を参照されたい。

⁴⁷⁾ Гуреев С.А., Бунник И.Б., К концепции проекта Федерального закона «О Северном морском пути», Московский журнал международного права, 1(2005).

⁴⁸⁾ Батуров Г.В. и др. , МОРСКАЯ ДЕЯТЕЛЬНОСТЬ РОССИИ ; ПРОБЛЕМЫ И ПЕРСПЕКТИВЫ, ТЕОРИЯ И ПРАКТИКА МОРСКОЙ ДЕЯТЕЛЬНОСТИ, СОВЕТ ПО ИЗУЧЕНИЮ ПРОИЗВОДИТЕЛЬНЫХ СИЛ, 8(2006).

См. : http://www.morskayakollegiya.ru/publikacii/nauchnye_trudy/ (アクセス日, 2009年11月26日) .

⁴⁹⁾ Бунник И.Б.,

МЕЖДУНАРОДНО-ПРАВОВЫЕ ОСНОВАНИЯ РЕГУЛИРОВАНИЯ РОССИЕЙ СУДОХОДСТВА ПО СЕВЕРНОМУ МОРСКОМУ ПУТИ , АВТОРЕФЕРАТ диссертации на соискание ученой степени кандидата юридических наук, 2007.

См. : www.mgimo.ru/filesserver/2004/nauka/avtoref:07_Bunik.rtf (アクセス日, 2009年8月6日)

⁵⁰⁾ 「インターナショナルリゼーション」との用語は、従来ロシアでは、「СЛОВАРЬ РУССКОГО ЯЗЫКА том I」(Академия наук СССР, 1957)によれば「何らかの領

域、河川及びその他の利用に対する等しい権利の全ての国家への付与」として定義されており、筆者は、ロシアの国際法学者達はこの意味でこの用語を用いているものと解し、「国際化」とした。

⁵¹⁾ Буник, вышеуказанное замечание 48, стр.9.

⁵²⁾ Николаев, стр.11.

⁵³⁾ См. : <http://pravo.levonevsky.org/baza/soviet/sss2738.htm> (アクセス日, 2009年11月26日) .

⁵⁴⁾ Буник, вышеуказанное замечание 48, стр.21-22.

⁵⁵⁾ Буник, вышеуказанное замечание 48, стр.22.

⁵⁶⁾ The United Nations Conference on the Human Environment.

См. : <http://www.unep.org/GEO/geo3/english/040.htm> (アクセス日, 2009年11月26日) .

⁵⁷⁾ Севморпуть. См. : <http://ns.morflot.ru/about/sevmorput/index.php> (アクセス日, 2009年7月29日) .

⁵⁸⁾ В ГОСДУМЕ РАЗРАБОТАН ПРОЕКТ ФЕДЕРАЛЬНОГО ЗАКОНА «О СЕВЕРНОМ МОРСКОМ ПУТИ» .

См. : http://www.morskayakollegiya.ru/news/obshchie_novosti/2009/03/02/383/ (アクセス日, 2009年11月26日) .

⁵⁹⁾ 2009年8月、ドイツの船舶会社“Beluga Group”に所属する船舶2隻が蔚山(韓国)を出港し、北極海航路を航行して、同年9月中旬にオビ川河口にあるノーヴィ・ポルトに入港したとの情報があり、この航行にて両船は、ロシア政府からの許可を得た模様である。

См. :

<http://barentsobserver.com/index.php?id=4629511&xxforceredir=1&noredir=1> (アクセス日, 2010年2月11日) .

⁶⁰⁾ Батуров и др. , стр.142.

⁶¹⁾ Агафонов Г.Д., ПРАВОВЫЕ АСПЕКТЫ ПРОБЛЕМ МОРЕПОЛЬЗОВАНИЯ В АТР И ИХ ВЛИЯНИЕ НА МОРСКУЮ ДЕЯТЕЛЬНОСТЬ РОССИИ, Институт Дальнего Востока, 2004, стр. 39.

⁶²⁾ Агафонов, стр. 39.